

令和6年度第1回川崎市農業振興計画推進委員会議事録（摘録）

1 開催日時 令和6年8月2日（金）15時00分～17時00分

2 開催場所 川崎市都市農業振興センター（高津区梶ヶ谷2-1-7）3階会議室

3 出席者

出席委員（14名）

竹本委員（会長）、徳田委員（副会長）、梶委員、志村委員、山田委員、矢崎委員、田村委員、持田委員、萩原委員、横山委員、小湊委員、石川委員、山野寺委員、鈴木委員

事務局（6名）

都市農業振興センター所長（齋藤）、
農業振興課長（川口）、農地課長（井上）、農業技術支援センター所長（久延）、
農業振興課農政係長（箕輪）、農業振興課農政係（高橋）

4 議題（公開）

- （1）開会・あいさつ、交代委員の紹介、配布資料確認・議長の確認等
- （2）議事 令和6年度の主な農政事業
次期農業振興計画策定部会の設置について
- （3）報告 審査部会について
農業振興計画推進委員会改選について
- （4）その他
- （5）閉会

5 傍聴者

1名

6 会議の内容（摘録）

（1）開会・あいさつ、交代委員の紹介、配布資料確認・議長の確認等

【事務局：箕輪】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお暑い中、川崎市農業振興計画推進委員会に御出席いただきありがとうございます。司会を務めさせていただきます、農業振興課箕輪でございます。

本日の出席でございますが、委員の半数以上の出席が会議の定足数となりますが、本日は委員16名のうち14名にご出席いただいております、会議の定足数を満たしております。

で、会議を開催いたします。

最初に、都市農業振興センター所長の齋藤より、ご挨拶させていただきます。

【事務局：齋藤】

改めまして、「川崎市農業振興計画推進委員会」に御出席いただき、ありがとうございます。都市農業振興センター所長の齋藤でございます。委員の皆様には、日頃から本市の農業振興施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本農業振興計画は平成28年3月に策定し、農業振興施策の指針として活用しているところでございます。計画の推進に向け、農業に従事する方々、農業団体を含む関係団体、市民の皆様、学識経験者等により構成された「農業振興計画推進委員会」を設置し、各事業の進捗状況の確認・評価、今後の施策展開等についてご意見をいただき、PDCAサイクルを活用して、着実かつ効果的に事業を進めてきたところでございます。

本日の委員会では、今までの取組等を踏まえ整理した「令和6年度の主な農政事業」について審議をいただく予定としております。委員の皆様の専門的な知見並びに御意見を賜り、本年度の農政事業に取り組んでまいります。また、次期農業振興計画の策定に関しまして、令和5年度第2回の本委員会で伺いました策定部会の設置についても後ほど御説明をさせていただきます。

最後に、年度が替わって初めての開催であり、委員の方が役職変更等のため一部交代となっております。この後に事務局から交代となりました委員の方々の御紹介をさせていただきます、御挨拶を頂戴したく存じます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：箕輪】

続きまして、今回、関係団体の役職交代による影響で、委員交代の方がいらっしゃいますので、ご紹介いたします、簡単に、ご挨拶を頂ければと存じます。

川崎市女性農業担い手の会「あかね会」、持田様から交代となります、田村様です。

【田村委員】

田村と申します。女性農業担い手の会「あかね会」の会長を務めさせていただいております。本会では一年ごとの会長交代となりますので、また来年度委員は変わりますが、女性農業者の活性化を支援しつつ、会員内でできることをやっています。直売がメインの農業者が主体です。よろしくお願いいたします。

【事務局：箕輪】

続いて、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、堀越様から交代となります、鈴木様です。

【鈴木委員】

御紹介いただきました神奈川県横浜川崎地区農政事務所の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。この4月に堀越が退職となりまして後任で参りました。遡ると新任で着任した際には横浜の普及所に所属しておりまして、時を経てこちらに参りました。前職場が平塚の県農業技術センターでございまして、その時には川崎市にお世話になっております。これまで川崎の直接の普及担当ではありませんでしたが、色々と学ばせていただ

きたいと思います。

【事務局：箕輪】

御着任いただきました委員の方々、改めましてよろしくお願いいたします。

【事務局：箕輪】

さて、お手元の資料確認ですが、次第、名簿、席次以外の添付資料は、次第に一式を記載しております。不足しているものがありましたら、事務局までお声かけください。

続きまして、事務局から、本委員会の目的などを簡単にご説明いたします。**資料1**をご覧ください。委員会の目的につきましては、その都度ご説明しておりますが、年度内2回の開催と頻度が多くはないことから、確認の意味も含めて、簡単にご説明させていただきます。

本会は川崎市附属機関設置条例に基づき、実施される委員会です。所管業務は、①農業の振興に関する施策の指針となる計画の策定、②この計画に基づく事業の進捗状況に関する評価、③その他、農業振興の推進のために必要な事項に関して調査審議することとなっております。委員は名簿のとおり16名となっております、任期は3年となっております。

なお、この委員会は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づきまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開を原則としておりますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

本日は1名の傍聴者の方がいらっしゃいますが、傍聴者の方は「傍聴者の遵守事項」をお読みいただき、禁止行為等は行わないようお願いいたします。

それではここからは、竹本会長に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

（２）議事 令和6年度の主な農政事業

【竹本会長】

改めましてこんにちは。暑い中ですね、私共の大学は今日明日がオープンキャンパスでございまして、本日だけで15,000人ほど来場がありまして、大変な混雑でございます。私は農学専門ということで、引き続き本日携わらせていただきます。

それでは議事に沿いまして進行させていただきます。令和6年度の主な事業に係る進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：川口】

資料2-1、**2-2**、**2-3**について農業振興課から説明させていただきます。

それでは**資料2-1**を御確認ください。新規就農者育成総合対策事業でございます。既存の農業者の後継者育成については引き続き進めていきますが、農業者数の減少率を少しでも緩やかにできるように新規参入者促進についても取り組んでまいります。

新規就農者育成総合対策事業でございますが、国県が実施している交付金について川崎

市でも同様の事業を展開しています。

次に農業施設整備事業で、こちらは本市単独で行っている事業となります。1つ目は新規就農者を雇用する農地所有適格法人等が設置する園芸施設、例えば農業用ハウスなどの設置を対象として補助を行うものです。2つ目は農地の既存施設の撤去、既存樹木の伐採、耕うん等のは場の整備に要する経費に対し、資金を補助するものです。以上につきましてはいずれも認定新規就農者又は認定新規就農者と見込まれる者を対象としています。

新規就農者育成総合対策事業についてはマッチング制度における新規就農者向けの相談をより円滑に行うために、事務フローの見直しを進めてまいります。農業施設整備事業につきましては、まだまだ新規参加者が少なく農地流動性が低いことが課題としてあげられます。今後は新規独立就農における参入障壁が高いため、雇用就農支援検討に向けた他自治体の施策等の比較や経営体へのヒアリングも同時並行で行いたいと考えています。

今年度の進捗状況でございますが、新規就農者向け相談資料の更新ということで、取組内容(1)に記載したものと重複となりますが、見直しを行いながら更新していくということになります。また、農地案内につきましては現時点では新規参入希望3件(市外在住2件、市内在住1件)について実施したところです。雇用就農支援検討のための制度比較のため、7月から9月にヒアリングを行いたいと考えています。

一番下の備考欄を御確認ください。先ほどと重複しますが、新規就農相談に係る手続きの流れが整理されていないため見直すということ、後は、令和5年度に行った本市基本構想の改定にて農地貸借の要件を一部緩和しました。こういった内容についてはまだまだ関係機関に周知が行き届いていない部分がございますので、関係団体への説明等を丁寧に行っていきます。資料2-1については以上です。

続きまして、資料2-2をご覧ください。農商工等連携推進事業についてです。事業の目的と概要について、川崎市内産農産物の付加価値向上等を図るため、多様な主体と連携して都市農業における課題の解決を図ることや、課題解決に向けた助言を取り入れることで、新たな農業価値を創造し、農業課題の解決を目指すものです。

取組内容としては、①多様な主体の取組を紹介し、都市農業課題の解決を考える、都市農業活性化連携フォーラムを年1回開催することとしています。②フォーラム参加者のフォローアップを実施するとともに、個別相談や解決策を具体化するための他分野連携マッチングやアドバイス等を実施することとしています。

進捗状況につきましては、今年度のフォーラム内容を検討しております。内容に関連して最下段の備考欄を御確認ください。初期の都市農業活性化連携フォーラムにおいて農業者と商工業事業者等の連携について一定程度関係醸成されたのですが、以降、市内の都市農業と商工業とのアンマッチも指摘されることとなった、と記載があります。具体的には商業者が求めるロット数量に市内農産物の出荷が満たない、といったものが挙げられます。

これを受けて、今年度は、実際に農商工連携や地域活性化につながる取組を実践している農業者同士の対談を行い、「既に成功している事例」を御紹介いただくことで、具体的な方

策が把握できることに期待し、企画していきます。[資料 2－2](#)については以上です。

続きまして、[資料 2－3](#)をご覧ください。農業経営高度化支援事業についてです。こちらの事業は認定農業者及び認定新規就農者を支援する事業です。事業の概要を御確認ください。補助事業は2つございまして、主にハードの支援を行う生産向上等支援事業と、販売促進等を目的とした経営改善支援事業の2つとなります。それに加えて、農業経営の個別相談を行う専門家派遣ですとか、補助事業の交付者へのフォローアップも行い、継続的な経営支援としています。

進捗状況についてです。生産向上等支援事業については2件申請がございます。また、経営改善支援事業については1件交付決定しており、現時点で合計3件となっております。専門家派遣については8月の募集を開始しております。フォローアップについては令和4年度に補助を受けた方に対して実施するものです。

課題や今後の対応について、備考欄を御確認ください。施設等導入後の経過等をよく検証し、JAなどの関係機関に情報を提供することで市内農業への波及効果を高めることが必要、とあります。現在認定農業者が54名おりまして、その方たちについては、一定程度当該事業について認知されていると存じますが、設備投資を検討しているけれど躊躇しているような農業者がいれば、JAと連携しながらさらなる当事業の活用を促していきたいと思えます。以上でございます。

【事務局：井上】

続きまして、[資料 2－4](#)について、農地課 井上から御説明させていただきます。特定生産緑地指定推進事業ということで、事業の目的としましては、生産緑地は都市における重要な土地利用であることから、特定生産緑地制度を積極的に活用し、安定した農業経営の継続や、都市住民の豊かで潤いのある生活環境の維持につなげることにございます。

次に、事業の概要でございます。指定から30年経過を迎える生産緑地に対して、特定生産緑地として指定していくこととなっております。本年度に関しましては、指定から30年経過を迎える生産緑地の保全対策として、平成7～11年に指定された生産緑地を対象に、指定申出を受け付けていきます。

取組内容ですが、生産緑地の申し出をしていない方々に対して、通知を送付しまして、特定生産緑地の指定に繋げてまいります。受付期間については本年11月11日から12月10日までを予定しております。進捗状況としまして、特定生産緑地指定の受付は令和2年から実施しており、令和5年度には14件申し出がございました。令和6年度には34件（平成7～11年指定分）が対象となっております。令和7年度の指定に向けた取組としましては、都市計画審議会が10月、指定公示が11月から12月まで、農地等利害関係人への通知を12月から翌1月を予定しております。

次に令和6年度の計画でございますが、特定生産緑地の未申し出者への通知は近々発送予定となっております。箇所数で申し上げますと、先ほど申し上げた通り34か所でございますが、人数に換算しますと30名となっております。その後、申出対象者へのアンケート

や意向調査も行う予定でありますので、回収も併せていたします。特に、平成7年度に指定された方につきましては本年度が最後の指定申出年度となりますので個別に訪問させていただきまして、意向調査等も回収いたします。こちらについてはJAさんにも御協力いただきながら実施してまいります。そして3番目の特定生産緑地指定申出受付につきましては先ほど申し上げた期間で実施してまいります。

目標といたしましては、引き続き指定後30年を近く迎える生産緑地所有者に対し、特定生産緑地制度を周知し、より多くの特定生産緑地を指定し、都市農地の保全を図ってまいります。資料2-4については以上でございます。

【事務局：久延】

それでは資料2-5の説明をさせていただきます。令和6年度市制100周年企画の概要でございます。こちらは100周年の記念事業として実施するものです。まずは、令和5年度にプレイベントとしまして「SDGs 栽培体験」を実施しております。本年度も引き続き、本実施として同事業を継続します。こちらの目的ですが、保育所や福祉施設と連携しまして、郷土野菜を市民が自主的に栽培し次代につなげていくことを目的の1つとしています。また、農業者においては化石燃料を使用しない電動農機具を実装することで、農業分野のカーボンニュートラルの実現を図ること、この二つを目的としています。農業分野のカーボンニュートラルについては、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」にも則ったものとなります。そちらには2050年の目標達成が掲げられているところでございます。

事業の概要につきましては、川崎の伝統野菜である「のらぼう菜」を選んでおりますが、こちらを市民の方々と栽培してまいります。また、化石燃料を使わない電動農機具については農業技術支援センターにて展示及び農業者の方に試用していただき、普及を図ってまいります。取組内容につきまして、①郷土野菜の栽培体験では福祉施設等への「のらぼう菜」の苗の配布・栽培体験を行います。令和5年度のプレイベントでは、多摩区内の保育施設中心に4箇所で開催しております。こちらについては、多摩区から市内全域に広げて100箇所以上での栽培を目標としております。さらに、「岩ちゃん豆」について。こちらの作物は、黒川地区の伝統的に種が保存されてきた農作物ということで、「白いんげん」の一種ともいわれています。こちらについては普及のためのハンドブックの作成及び配布を実施します。また、②電動農機具展示・試用昨年度のプレ事業により導入した電動農機具（草刈り機や噴霧器など）について、講習会等を通じ展示・試用等を行うということになっております。

令和6年度の計画について。栽培体験については現在調整期間ということで、播種を行い育苗に至る期間となっており、9月には苗の配布を行い、栽培方法についてもお示しし、年度内になるべき多くの栽培を行っていただくこととしています。電動農機具について、農業技術支援センターで実施する講習会などで現物を確認したり、使用したりいただく機会を設けます。そして、目標についてですが、令和5年度の目標を示しており、目標を達成しています。令和6年度はさらに増やしていきたいと考えています。最後に課題や今後の対応についてはこれまで申し上げた通りです。

実際にですね、この電動農機具、前回の委員会でも「価格が高くて導入が難しい」という御指摘はいただいているところですが、導入してみますと音も静かで都市部には適したものであるという実感がございます。課題としてはやはり価格面は大きいと思います。その一方で、先日、国からスマート農業に関する指針案が示されまして、その中には大規模農業だけでなく、小規模・家族経営の農業者も対象にして自動化・省力化・低炭素化を進めていく方向性が記載されており、今後の技術革新に期待しつつ全国に展開していきたいという国の意向がみられますので、開発や一般普及が進むにつれて価格の安定化も期待される場所です。なるべく「みどりの食料システム戦略」に掲げるようなカーボンニュートラルに繋がられるように推進してまいりたいと考えております。以上になります。

【竹本会長】

はい、ありがとうございました。令和6年度の主な農政事業について御説明いただきました。質疑応答に入る前に一点だけ、**資料2－4**の特定生産緑地指定推進事業について、“対象箇所数”と“申出件数”の違いについて御説明お願いいたします。

【事務局：井上】

“対象箇所数”については、生産緑地に番号が振られているため、そちらとなります。“申出件数”については、生産緑地を複数お持ちの方がいるため申し出のあった方と読み替えることができます。

【竹本会長】

今御説明あった通り、生産緑地の“対象箇所数”と“申出件数”に差が生じている理由ですね。進捗状況の表の右側に“申出箇所数”についても併記したほうがよいのでは。取組が少なく見えてしまうので。

【事務局：井上】

おっしゃっている内容よく解ります。しかしながら、指定する生産緑地は申出箇所の全てではなく、一部だけ指定される場合もあるので、表現するのにどの方法が一番良いか模索しているところでございます。

【竹本会長】

例えば、面積とパーセンテージを併記してみてもどうですか。例えば令和4年の804箇所のトータルの面積のうち、何%というような表現はいかがか。

【事務局：井上】

生産緑地の面積は日々変動するものなので、例えば生産緑地が解除される、といったことが日々発生しているため、パーセンテージや母数も変動しています。

【竹本会長】

年度単位では分かるのでは。

【事務局：井上】

(指定)時点でのということによろしいでしょうか。

【竹本会長】

時点で分かるとすれば、面積で表現するのがよいのでは。この表現だと、あまり指定がされていないという見方もされるかもしれません。

【事務局：井上】

例えば、特定生産緑地の指定申出ができる最終年度にどうだったか、というものを参考に御報告いたしますと、平成4年度に指定された生産緑地は指定申出をした結果 95.2%が申請され指定されました。同様に、平成5年度に指定された生産緑地は 93.9%が（特定生産緑地の）申出されました。そして、平成6年度に指定された生産緑地は 88.2%が（特定生産緑地の）申出されました。

【竹本会長】

分かりました。ありがとうございます。

【梶委員】

そのパーセンテージの方がわかりやすいかもしれませんね。今会長から御指摘あったように、例えば、令和2年度進捗の“対象箇所数” 804 件、“申出件数” 234 件の対比だけ見ると努力していないかのような見え方になりかねません。これは都市農業振興センターやJAが特定生産緑地の指定を行って農地の保全を進めるために取り組んでいる内容ですから。先ほど事務局が申し上げていた、平成4年度及び平成5年度に指定された生産緑地が特定生産緑地として 90%以上指定または申出されたというのは、神奈川県下では非常に高い数字。そういったことがなかなか理解されない一つの要因になってしまう恐れがありますので、是非よろしく願いいたします。

【事務局：井上】

種々ご指導いただきありがとうございます。

【志村委員】

ちなみに、“対象箇所数”というのは地番の筆数とは異なるのですか。

【事務局：井上】

地番は合筆等で生産緑地の番号が一括りになってしまうこともあるため、なかなか難しいですが、異なります。

【竹本会長】

それでは、質疑応答に移ります。

【持田委員】

資料2-2農商工連携事業について、農業と商工業とのアンマッチについては過去に私から申し上げた内容にはなりますが、生産物のロットが小さいことで業者さんの求めるロットを農業者単独では準備することが難しいです。今までフォーラムを個人の農家と業者さんで連携することを主眼に置いてきたが、それよりも間に農協に入ってもらったほうがよいと考えています。別の会議体ですが、生産のピーク時に生産過剰になったときを振り返ると、出荷の平準化を考えなければならないという話題に。直売所であるセレサモスでは農場と消費地が近いことで新鮮な農産物が消費者の手に渡るというメリットがある一方、

取引の平準化はできないということで、大量に生産された場合には余ってしまいます。そうした捌け口を探している中で、JAの担当者が市内の漬物業者につないで、余剰対策をしてもらった経過もあります。

生産がないところから一から集めるのは大変ですが、すでに余剰を抱えている場合に、それを使える業者との連携を市として考えてもらえると今の段階からも進むのではないのでしょうか。

もう1点、事の発端は、最近「焚火（屋外燃焼行為）」で農業者が通報されるケースが散見されており、条例を守るのは当然なのですが、畑の隅で生産物の残渣を燃やしていたところ、これまでは許されていたが、宅地化が進む中で“苦情、屋外燃焼行為として通報、罰金”となる事例が見聞されています。JAでも木片等は回収してもらっていますが、ナシの剪定枝や蔬菜のツル等をチップ片にすれば活用方法があるとJAの会議体で話題となっていました。今後屋外燃焼行為が制限される中では、残渣を廃棄物処理の回収に回さなくてはならないため、そうしたチップ片へ加工するあるいは受け入れてくれる業者等を紹介してもらえるとよいと考えています。

【竹本会長】

事務局どうでしょうか。

【事務局：川口】

一点目の農商工連携の部分ですけれども、既にJAさんでも農商工連携に類似する事業を実施いただいております。例えばナシの蜜症の果実について集荷し、ピューレに加工する外部委託を実施しているというもので、ほかに一時期に大量にトマトが生産された際にも対応していただいております。市が行っている農商工連携については、当初から色々な事業者と農業者が繋がることで農産物の付加価値向上を目指すというものなので、少し目的が異なっているのですけれども、おっしゃるとおり、個々の農業者と個々の事業者とのやり取りだけですと、今後も同様に進めるには疑問が生じる、というところまでは見えています。今後、次期農業振興計画でやり方を考えなおす必要があるので、参考とさせていただきます。

【竹本会長】

そのほかどうでしょうか。

【梶委員】

先ほど話のあったナシの蜜症果の加工品について、市制100周年ということで、6月下旬に市内の学校給食向けにゼリーの材料としてJAから提供させていただきました。横浜市内ではナシの余剰はもったいないということでナシサワーというのも製造されておりますので、引き続きこうした取り組みはできるのではないかと考えています。持田さんがおっしゃったような過剰な夏野菜等については、季節によって、トマト・キュウリ・ナスなどは直売所でも売り切れないぐらいの量になることもあるため、販路を模索しているというのも事実。また、剪定枝については、できればSDGsに則った循環型の取組ができるとよいのですが、（産廃として集荷して）焼却ということになりますと、長さ50cmに裁断しないと焼

却場も受け付けてくれないということになりますので、剪定枝はお金を払って産廃として処理する実態であるため、着地点を見つけられればいいのですけれど、行政としても取り計らってほしいところです。

【竹本会長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【梶委員】

資料2-1について、農地のマッチングについて必要になってくると思うので、新規3人へ案内したということで、これはまだつながってはいない？

【事務局：川口】

まだつながっていません。

【梶委員】

引き続きですね、お願いしたいと思っていますし、情報交換もできればいいと思っています。また、マッチングに関しては、県の方でも中間管理機構がごございますよね。その辺りの体制についてはいかがでしょうか。農業会議等で聞き及んでいる限りでは、コーディネーターを御担当されている方が御一人しかいないということでしたので、JA側もスムーズな立ち回りがしづらく、（場合によって）契約にも至らないということが懸念されます。実施するに際して、もう少し体制を整備いただければと。

【竹本会長】

鈴木委員、いかがですか。

【鈴木委員】

中間管理機構については、これからはすべてそちらを通して貸借を進めていくという流れでございまして、農地等の情報も公開しておりまして、マッチングを進めていくというものになります。おっしゃっていただいたようにマッチングに関しては農業会議等でも話題にあげておりまして、「制度としてこちらが立ち上がるので、ぜひ活用ください」ということでお知らせしています。川崎市の新規就農希望の3名の方については、市外の方ですと通勤して耕作するというのがネックで、そこにも時間がとられてしまうという点で抵抗感があると思います。一方で、就農する際に調査をする中で障壁がありまして、生産したものを出荷調整する施設がない、または、農業者が普通に持ってらっしゃる納屋がないといった内容でして、その場合、自宅に持って帰って農産物を洗うといったことも耳にしております。マッチングするにあたっては、「ものをつくる」だけでなく、出荷調整する部分についても、条件考慮してもらえるとよいかと思います。

【竹本会長】

梶委員よろしいですか。

【梶委員】

はい。

【竹本会長】

他にいかがですか。

【山野寺委員】

川崎市生活協同組合運営協議会から参りました生活協同組合ユーコープの山野寺です。今のお話にも通じることなんでしょうけれども、農業に新規参入したいと思う方、特に若い人だと思ってしまうのかもしれませんが、やはり働き方の変容があり、コロナ禍を機に進んだオンライン化に伴ってお家でお仕事されている方も多くなってきていると思います。こうしたことで副業が可能になり、本当に色々な可能性が若い方を中心にあると思っています。

農業に関しても皆さんは本当に関心が高いですが、新規就農に参加するのはハードル高いということもあり、参入するには足踏みしている人も多いと思います。ただ、市で貸し出している農地に週末来て農作物を作って味わうということは盛んに行われているですとか、家庭菜園も浸透しています。

今までの話を聞いていますと、(新規就農として)「入る」「入らない」という前提のお話があってハードルは高いなと感じます。やはりここは、ステップアップするような形で、農業を体験して、それが徐々に移行して、最終的に仕事に結びつくような形のシステムを作る方がいいのかなと。

若い方は就職してそのまま働き続けるという形もありますけれども、大学生の間に会社にインターンで入りまして、そこで色々な体験や経験を踏まえた上でステップアップしていく形がよいのではないかと思います。新規就農希望者が3人というのは少ないという印象があります。ただ、農業を志す人は多いと思いますので、そうしたニーズを拾い上げてみてはどうでしょうか。

もう一件、先ほどの川崎市の伝統野菜「のらぼう菜」を市民とともに栽培したいというのが資料2-5にあったのなんですけれども、今年の3月くらいに多摩区の方で「のらぼう菜」を栽培している小学校の事例がありました。紙芝居等での伝統野菜のことを知りながら勉強し、朝収穫をしたものを食べた、という内容の新聞記事を拝見しております。教育委員会を通じて小学生の授業の中に「のらぼう菜」の栽培体験を通じて郷土野菜を知ってもらうのはいいのではないかなと感じています。小学校3～4年生ぐらいではこういう授業もありますので、川崎市の伝統野菜を知ることによって川崎市を知っていくという形もよろしいのではないかと思います。以上です。

【竹本会長】

ありがとうございました。山野寺委員の前段の話については、新規就農者の「川崎型」といいですか、初めから新規就農に踏み出すのではなくて、都市農業での新規就農のあり方といいですか、こういった部分は次の計画でも考えてもらえればと思います。

他にいかがでしょうか。

【萩原委員】

今の「のらぼう菜」の話なんですけれども、幼稚園とか学校での授業において伝統野菜のことを学んでもらうのは良いことですし、どんどん市内に広げていくということはいいの

ですけれども、農家さんの間で「のらぼう菜」の栽培そのものが増えていく状況につながるいいなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

また、伝統農業に対する補助金はないのかなと思いました。ご説明いただいた農業経営高度化支援事業をみますと、違うターゲット（認定農業者等）に支援がいていて件数も少ないという所感を持ちましたので。こういったものは生産対策支援の事業とまでいかないでしょうが、市や県の補助金でも準備ができるとよいと思いました。

もう一つ、生産緑地の件数については、資料初見では申出が少ないかと思いますが、先ほどの説明を受けまして、今も 90%程度で踏みとどまってくださっているのか、実態は異なっていて日々減っているのか、そういった場合には何が原因であきらめていくのか。そこをお聞きしたいと思います。

【竹本会長】

ありがとうございます。では事務局からお願いします。

【事務局：久延】

「のらぼう菜」については栽培が実際に増えているかどうかについては、承知はしておりません。しかしながら、保育園等にこうした取組を通じて郷土野菜を知ってもらうことで、認知が広まることで需要増に伴う生産増が考えられるため期待しているところです。

【萩原委員】

こちらではレストラン経営をしているのですけれども、飲食店からみると「のらぼう菜」の良さがあると需要が出てくるのですが、生産自体が増えないとある程度の量が確保できないと飲食店で提供できない。明日は足りず、明後日は足りませんというのではメニューに載せられないので、ある程度の供給量を確保するために、農家さん自体に量目を揃える気概があったらいいと思うわけです。もしも、生産が追い付いているということであれば、これ以上特にはごさいません。

【梶委員】

「のらぼう菜」の生産自体は、供給過多だと思っています。生産者は相当数いらっしゃいますよね。「のらぼう菜」については、収穫できるのは2月、3月、4月、5月となっています。冬の中で葉物野菜がない時期にちょうど生産される類のものになっています。

フォローアップについても実施していて、先ほど話のあった「のらぼう菜」を題材にした紙芝居もできていますし、小学生等にそういったものを使いながら広めていきたいです。なかなか伝承がしきれないというのも事実ですけれども、菅地区の小学校ではそれなりに広まっているのではないのでしょうか。

【志村委員】

「のらぼう菜」というのは品種が多いんですね。川崎市の特産というのは、（一般の方が）見てわかるものなのかという疑問がある。セレサモス等で並んでいるものが川崎市の特産と言い切れるものか、ということを考えてしまいます。

【事務局：久延】

確かに「のらぼう菜」は市販のものもあり、兼ねてから力を入れて取り組んできた農業者の方の御意見も踏まえてみますと、市販のものは茎が細いなど、川崎市で伝統的に育まれてきた「のらぼう菜」が持つ特徴が、他では出ていないといったことが確認できます。そういった意味では、菅地区で守ってきたものが川崎市の「のらぼう菜」として継承すべきだと強く感じているところです。また、その種を（農業技術支援センターでは）お預かりしております、しっかりと継承していく形にしていきたいと思っております。委員のおっしゃっている内容、まさしくその通りと思います。もしかすると、そのバラエティがあるということが、市の特産の「のらぼう菜」を伝えていくことの一つの弊害になっているとも言えるのかもしれません。

【梶委員】

いずれにしてもルーツが多摩川沿いにあるのは事実でして、川崎市の育て方は一種独特で、一番「のらぼう菜」らしい、茎も太く質が良いとされています。一般的な育て方だと、茎が細くなりがちです。

【志村委員】

「のらぼう菜」でも早生だとか、晩生だとか、種類もございまして、肥しもかかるものです。寒さを耐えて冬を超えて育ちます。譲り受けた種は晩生のものなので、4月ぐらいに隆盛となります。見た目にも違いがありまして、太い方が柔らかいという特徴があるので、こうしたものが「のらぼう菜」らしいといえるのではないのでしょうか。

【鈴木委員】

伝統野菜というのはそもそも一つではなく、人が飢えをしのぐために、または、植物が後に残っていくようにできるだけ長い時間留まるものが選別されていきます。本来はバラバラの品種だったものをまとめて保存してきたものが一般的な伝統野菜なので、栽培期間が長い傾向にあるものが選ばれてきました。「菅地区のものはこの系統だ」というのは遺伝子解析も含めて残してきているはずです。もしも、（近隣で）他の種類の「のらぼう菜」が生えたと交配して違うものになってしまう、ということがありますので、川崎市の伝統的な「のらぼう菜」を残していくためにはそういった点も十分に留意する必要があります。

【事務局：久延】

一つ目の回答はこのあたりでよろしいでしょうか。

二つ目のご質問にありました補助金についてですけれども、補助事業にもいくつかございまして、県の方でもスマート農業推進の事業が整っておりますので併せて御案内ができればと存じます。

【事務局：井上】

三つ目の生産緑地に関しまして、生産緑地の指定については平成4年の296haがスタートであり、一番ピークが平成13年で330haでして、現在は253haと漸減している状況です。一方、市街化区域内の農地がどれくらいあるかといいますと平成4年には818haと多かったのですが、現在は335haと半分以下になっています。比較してみますと、生産緑地

についてはあまり変動がないといえます。農地を残すという意味では生産緑地制度は有効な手段と言えます。

漸減している傾向について、おそらく、生産緑地を所有している方はほかにも土地を所有していることが多いですので、持ち主が逝去された際に相続税が発生し、処分しやすい農地（生産緑地）を売って、納税するというパターンが多いことが想定されます。

【鈴木委員】

先ほどのスマート農業の補足になります。神奈川県スマート農業推進事業の推進につきまして、川崎市内で言いますと、果樹園の自動除草機を導入している事例があります。スマート農業については日進月歩でして、もう少し待てば後発の良いものが出てくる、といった期待感もございます。また、横浜・川崎では、単一機能の機械は見送られる傾向にあり、汎用性があるアタッチメントを取り換えれば多機能を発揮するものや、座った姿勢でも作業可能なアシストパーツのようなものが求められています。

（農業技術支援センターで）今展示していただいているものを試用してみて実感いただくのも手ですし、今は色々なメーカーが参入してきていますので、良い機械が出てくるのではないかと感じます。小型で小回りが利くものなどですね。

【竹本会長】

ありがとうございます。そのほか、田村委員いかがでしょうか。

【田村委員】

皆さんのおっしゃった内容はよく理解できます。先ほどの残渣の問題で言えば、我が家で改装した風呂釜は薪なので剪定枝は薪代わりに使っており、小さい枝はたい肥にしています。市のごみ収集に回すのはビンと缶ぐらいです。使えるものは使っています。生ごみも肥しにしています。

それから、「のらぼう菜」の件ですけれども、人気のある伝統野菜として評判であり、小学校で作るとはいつても、なかなか立派なものは出来づらいものです。撒いた後にも、黄緑に光る「かわさきつや菜」とみられる個体も稀に現出することも確認しています。

自身ではナシの生産をしていますが、去年はすごく気温が高いこともあって、植物体の上部は日焼け及び過熟となり、下部に向かうにしたがって出荷には向かない果実が形成されてしまい、出荷の手間もあってそうしたものは廃棄となってしまった。こういう時に加工向けなどでも手配ができると助かります。以前は高津区の福田牧場にはお世話になりました。本当に忙しい時期には余分に出荷する暇もないので、そうした事業者がいてくれるととても助かります。

【竹本会長】

ありがとうございました。これまでいただいたご意見を振り返ってみますと、次期の農業振興計画に通ずるところがありますので、今日は次期の計画について議事で触れていきますので、今までご発言いただいていた委員の方からも後ほど御意見を頂戴したいと思います。

また、先ほど話のあった、(スマート農業に係る)自動除草機については、過去の農業経営高度化補助金の審査で私も携わらせていただきましたので、市の補助金でも導入しているはずですね。

それと一点だけ、市制 100 周年企画について、意見というかですね。市制 100 周年の題名のわりに、少し地味と言いますか、伝統野菜である「のらぼう菜」を継承するというのはよいですけども、もう少し大体的に「のらぼう菜」の販売を加速するだとか、100 周年にふさわしい規模感の事業はあるのかどうかがこの中では読み取れませんでした。何か企画等がありますか。

【事務局：久延】

(農政としては)こちらだけです。ただし、JA さんの協力もいただいて都市緑化かわさきフェアでは花苗を供給いただいておりまして、非常に大きな PR にはなるのではないかと考えます。それに関しては、花卉生産者も大いに期待していると聞き及んでいます。

【梶委員】

都市緑化かわさきフェアは 10 月 11 日からスタートしますけれども、市内花卉農家から 70,000 ポットほど供給していく予定です。それに併せて除草などのボランティアも JA 通じて派遣していく流れ。それともう一点は、川崎の農業をこの市制 100 周年で PR するというので、田んぼアートを岡上等で実施しており、順調に生育されているところです。

【竹本会長】

ご解説いただきありがとうございます。何せ、100 周年というのは一度しかありませんので、上手く行事を執り行っていただければと思います。

こちらの議事の農政事業につきましては、これまでの委員の意見を踏まえた上で事業推進をお願いいたします。

(2) 議事 次期農業振興計画策定部会の設置

【竹本会長】

次の議事に移りたいと思います。次期農業振興計画策定部会の設置について、事務局から御説明をお願いします。

【事務局：箕輪】

農業振興課の箕輪でございます。[資料 3](#)を御確認ください。次期農業振興計画策定部会の設置については、令和 5 年度第 2 回委員会にてお諮りし承認をいただいたところでございます。概要としては、附属機関である本委員の下に部会を設置し、次期農業振興計画の素案について協議を行うものとなります。

今回は、委員の具体的な構成についてお諮りするものです。それでは資料の 2 ページ目を御確認ください。策定部会委員の案になります。親会となります農業振興計画推進委員会の学識経験者であります竹本会長に本部会にも参画をいただき、今後委員の改選と学識経験者の次期交代も踏まえまして、明治大学農学部橋口先生に参画いただくことをご提案い

たします。また、次期計画策定においては市民の方々の意見も大切な要素ですので、飲食店や喫茶にて市内産農産物やその加工品を用いて事業を展開されている ten 株式会社の丸山様、そして先ほどからお話のありました「のらぼう菜プロジェクト」の紙芝居を展開し PR を行っている清水様、御両名に市民代表として参画いただきたく存じます。

また、事務局には農業団体である JA セレサ川崎にも参加いただきまして、市内農業者の抱える課題ですとか、JA における農業支援などの御意見いただきながら計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

次に 3 ページを御確認ください。竹本会長を除く策定部会委員候補の 3 名の方のプロフィールを簡単に御紹介しております。

4 ページ目についてはですね、この策定部会を含めたスケジュールの案となっております。今回、策定部会の委員について御承認をいただきましたら、9 月には策定部会のキックオフを予定しております、その後 10 月の第 1 回策定部会において次期農業振興計画の大きな課題やテーマなどしっかりと押さえていきたいと思っております。そのなかで固まったものを親会である本委員会に諮りまして審議・承認を進めていきたいと存じます。現状はスケジュール案となっておりますので、変更の可能性はございますが、今年度は策定部会を計 3 回、来年度も計画の基本的な考え方の公表等を踏まえまして 1～2 回程度開催を目しております。簡単ではございますが、策定部会については以上となります。ありがとうございます。

【竹本会長】

ありがとうございました。今、資料 3について御説明いただきました。今回の委員の構成ですけれども、策定部会に 1～2 年ほど親会の学識経験者が携わる必要があるとのこととで令和 6 年度については私が名前を連ねさせていただいておりますが、（委員の互選により決定する部会長の任等）実質的には橋口先生が学識経験者の主体として担っていただく形と思います。

今後策定していく次期農業振興計画の内容または進め方に関してご意見ありましたら委員から頂戴したいと思います。

横山委員いかがでしょうか。

【横山委員】

いつもお話を伺って勉強させていただいております。障害福祉施設事業協会は特定非営利法人の形でございまして、障害のある方へお仕事をあっせんする川崎市しごとセンターの法人化に伴い発足したという経過がございます。

農業関係では熱源さんの「防空壕きくらげ」の製造補助として、ラベル張りの作業を請け負っており、施設に所属する利用者の方でラベル張りが非常に得意な方がいまして、ミスなく一発で仕上げるということで適材適所の活躍をされている事例もございます。

何かございましたら、お手伝いできることございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【竹本会長】

障害のある方も含めた活躍機会の創出も視点にはなると思います。

【小湊委員】

委員3年目に入りまして、本会において農業のことを知る良い機会ともとらえています。また、**資料2-2**でありました農商工連携については立ち上げ当初から商工業事業者として携わらせていただいて、当時の盛り上がりからはトーンダウンしている部分もあり、事業者としては力不足を感じているところではあるのですけれども、ビジネスとして成立させる場合にはある程度量産ができないといけないという難しさがあるのは感じています。

そうした中で、消費者の目線に立ってみてみると、溝の口や武蔵中原にある「株式会社すずや」さんの事例ですと川崎でとれた農作物を中心に「最幸のまち かわさき」セットというようなコース料理もあり、良いなと感じます。そういった川崎市内産の食材をつかっていることを大きく打ち出している飲食店さんはなかなかお見受けすることがないので、そうした飲食店等が目立ってきますと、川崎のファンが「せっかく行くなら地産地消を進める飲食店に行こう」という動機につながると思います。そうしたものをできれば施策に反映するような方向で、どうしても工業ですと大量生産しないと難しいという視点が生じますけれども、飲食店や小売りなどの個人の消費にフォーカスした形であれば工夫できると思いますので、農と商のお互いの連携が円滑になることに期待します。

また、先ほど田村委員のお話にありました、(規格外や余剰等の)加工しないと難しいかなという農作物に対して、個人の見解にはなりますけれども、木所農園さんの取組についてですが、一時期私は子ども食堂に携わってまして、食材にお金がかかってしまってどうしようという事態の時に、木所さんに「売り物にならないもので構わないので置き場引き取りで回収するので協力してもらえないか」と相談したところ、時期によっては出てくるので引き取りであれば大丈夫だということで、子ども食堂に提供することにつながった経過あり。施策として、フードロスの低減や生活困窮の方へ提供するというように、廃棄に向けてしまうものであれば有効活用できるのではないのでしょうか。

【石川委員】

我々の感覚で言うと農業は十分な所得を確保できないという既成概念がありますが、皆様のお話を聞くと、最終的な商品に仕立てるためのストーリーと、なおかつ経済として成立させる難しさについて感服します。私としては地道に自治会に話を繋げていきたい。農産物を作るというご苦勞も含めて勉強になっております。

【竹本会長】

ありがとうございます。先ほどの横山委員と小湊委員のお話に関して言いますと、今後農業振興計画という枠を少し広げて考える要素だと思います。なので、“農業振興計画だから農業”というのではなくて、少し幅を広げるようなものにすることが課題になるのかなというように思います。

次の委員の方よろしいでしょうか。矢崎委員いかがでしょうか。

【矢崎委員】

農機具に対する補助等、どういう方を対象としたサービスか、理解しづらい。それを利用しようと思っても、手を伸ばせないのではないか。そのあたりをオープンに、網羅的にし、関係機関へ配布等行ってもらいたいと思います。

【志村委員】

生産者の立場で申し上げると、農商工連携や地産地消もいいと思う。ただし、市場などでは定期定量を供給しないと、手に取ってもらえない、相手にしてもらえないというジレンマがあります。（大量に）作りたいのは山々ではあるが、直売は少量多品種が基本です。一つのを大量生産してしまうと、余剰を抱えたときが非常に大変。セレスモスであっても（大量の生産物を捌ききれないという意味では）同様です。私の場合は施設を使用していないので露地野菜の生産ですが、同じものを同じ時期に生産して一定の数量提供はできるわけです。例えば、今は、夏野菜ですか、セレスモス麻生店でもナス 1,000 袋出荷し、650 袋が売れて、350 袋が余るという具合です。トマトやキュウリなども 1,000 袋出荷する場合があります。幸運なことにお客様にはお越しいただいています。

（今の適量を超えて生産を）拡大となると、それに見合った販路を組み立てられるとよいなと思う。食堂や飲食店で使ってもらえるようになると非常にありがたいのですが、少量多品種では対応しきれないというものがありますので、その辺りは御勘案してもらいたいところです。マッチングが重要だとは思いますが。

【小湊委員】

すずやさんの場合ですと、日々メニューに使用する農産物が変わるので、来店者も「今日は何が食べられるのか」と、そこが楽しみになっているわけです。大手のレストランやホテルだとメニューの関係等で難しい部分はあると思いますが。

【萩原委員】

鮮魚等もそうですが、小さいお店なら“手書きのメニューで日替わり”といった取組ができるところも、一定程度以上の規模のレストランやホテルなどではそれがうまくいかないところですね。すずやさんはどこから仕入れているのですかね。

【小湊委員】

宮前区平の農家さんと直接取引しています。

【萩原委員】

飲食店の人が仕入れに行けるのかという問題もありますね。ルート仕入れの構築ができれば。

また、先ほど、子ども食堂のお話もございました。私は食品衛生協会の会長も担っておりまして、今年は 11 月の勉強会で川崎市内の子ども食堂ネットワークと一緒に衛生管理の話をするのですけれども、一つ懸念となるのが、賞味期限ぎりぎりのものを大量に配架される場合があつて処理のしようがなく、難儀してしまうということです。本来の需要に見合ったものが望ましいわけで、子ども食堂の運営も閑散期があるため、実施している時期に届けら

れずに、休止期間の際に送り込みをされると対応に苦慮する、といった事例が見受けられます。マッチングがなかなか難しい部分ですね。

【鈴木委員】

「かわさきらしさ」というのを計画に織り込むとした場合に何があるだろうか、と考えたときに、農業者と市民の力の協業という視点を盛り込むべきではないかと思ひまして。その一つには農福連携もあるのかと思います。それから、市民の力を借りることで「のらぼう菜」の種を残すことができるのではないのでしょうか。例えば、民間の育種家と連携を図るというようなことを模索するなど。

また、農商工連携については関わっていたこともありまして、農商工連携をうまく回すには、「ものを流す仕組み」がないと難しいです。「集める」「流す」「いつでも使える状態にする」この三つが大事で、どこで「集める」かということについては、JAさんで集荷を担っていくのが一つ、「流す」というのはどこかということ、例えば NPO 法人等の活用を模索するだとか。（「いつでも使えるようにする」に該当する）一次加工をするという部分について、現在はケーキ屋さんでも自身で一次加工をせずに仕入品や外注等を利用する時勢ですが、一次加工は重要な要素で、ジャムであったりピューレであったり、それから野菜であったら塩漬けにするだとか、そういった部分で農商工連携における市内業者が見つかるといいと思います。

飲食店というのは見栄えはとてもよく見えるものです。しかし、季節メニュー等を行うにも（販促、周知、メニュー確定等の段階を踏まえると）3 か月くらいのサイクルだと思う。それができるのは、川崎では「のらぼう菜」なのだと思います。1 か月間だとか2 か月間だとか、イベントが打てると思う。それ以外のものをうまく流すということを考えるのであれば、一次加工して直売所で売る、それらを運ぶ・貯蔵するといった「流す」業者を発掘していくといったところに注力できると、もう少し地産地消が円滑になるのかなと感じます。

【竹本会長】

ありがとうございます。市の範疇と JA で事業という部分もあるとは思ひますので、その辺りの調整も必要だと思います。山田委員いかがですか。

【山田委員】

これから興味を持つ農業者に向けて。実は自動除草機を3台所有しておりまして。3年前から使用していますが。これが非常にいいですね。自然に充電もできます。乗用草刈り機で実施する場合には年4回程度になりまして、（自動除草機を導入後は）作業が楽になりました。見に来た方々には宣伝しているのですが、もう少し機械を使っている人の感想や体験談を拾ってみてはどうでしょうか。

また、イチゴの苗の残渣は、ちょっと気が引けますけども、うまく機械を使ってたい肥化を行うだとかも進展できるとよいですね。

【竹本会長】

資源の循環の視点も大事ですね。

【田村委員】

畑で出たものを畑に返すという、鉄則で行ってまいりましたので、土に還元する取り組みは重要ですね。

【竹本会長】

ありがとうございます。梶委員いかがですか。

【梶委員】

これからの農業を意識していきたい。私は竹本会長と同じく長らく本委員会に携わってまいりました。皆様おっしゃっている内容、大変参考になります。農業者が多く出席していますが、地域課題や個々の意向等が表立つことに留意いただきながら、次期農業振興計画を作るという観点で各委員の御意見をいただきたいなと思います。また、（学識・農業者・商工業者含めた委員及び事務局の行政の各々が議論を深めることで）普段気づかないような視点も気づけるということは多分にありますので、是非ともご協力お願いいたします。

【竹本会長】

ありがとうございます。

【梶委員】

ちなみに、小湊委員にお聞きしますが、販売に係るセンサーチェックの類を具備した自動販売機は完成しましたか。

【小湊委員】

しています。2件ほど導入実績があると聞き及んでいます。

【梶委員】

購入者あるいは購入希望者はもっと多いと思います。人出不足解消等に期待できますので。やはり既にできていたのですね。

【小湊委員】

後日詳細をお繋ぎします。

【竹本会長】

最後に徳田副会長に御意見をまとめていただきたく伺います。

【徳田副会長】

私は平成 29 年から 6 年間携わってまいりまして、この川崎市農業振興計画の感想ですけども、第 1 段階としては非常にいいロケット（農商工連携や都市農業活性化連携フォーラム）を発射できたと実感しています。就任した時から今までに感じたこととして、ここは改善してもらいたいという点が 2 点ございます。

まず一つは、委員の方々がおっしゃるようにサプライチェーンの関係で、私は経済学が専門でして、本会在任中に市民（消費者）と商業者と農業者の繋がりをしっかりと市内で継続して作ってもらえたな、と思うところです。ただし、率直な意見を申し上げると、JA さんに依存している感があります。市内には他の商業者もいらっしゃいますので、過去のフォーラム参加者にはそうした方々も参加されていた。農業者がこうした面々とつながるという

のはもう一步進むべきでして。この取り組みは市の川口課長と継続して取り組んできたものでして、そこがもっと見えてくると、JAさんの奮闘に依存しきることなく、市全体のサプライチェーンを強くできると思います。一方、これを実現するのはなかなか難しいものでして、消費者目線にも立ちながら中間を取り持たなくてはなりません。消費者目線を捉えようとするならば、例えば、現在武蔵小杉駅周辺に若い世代が流入してきていて、こういう方々が川崎の中心となる次世代となるわけで、どういった意識を持っているのかだとか、川崎市の農業をどのように見ているのかだとか。JA小杉支店で朝市をすると、ワッと多くの人が集まってくる。こうしたことをもっと広げていけたらいいのかなと、原点なのかなと感じます。繰り返しになりますけれども、サプライチェーンの問題は個々の農業者がいきなり商業組織に傾倒するというのは無理な話なので、中間的な立場である市やJAさんに関わっていただくしかないのではないかなと感じます。

もう一つは農商工連携事業そのものについてでして。私が本委員会に携わることになった経過としまして、「農商工連携が必要だ」ということで川崎市の三浦前副市長からもお話を受けたこともあります。この取り組みについては、必要なことは全部やってきたと考えています。そうしたことから、本事業は定着したという理解が正しいといえます。

これは、ですね、一つの考えですけども、そこのひとつに川崎独自のブランドを立ち上げることに親和性あると思います。先ほどの「のらぼう菜」の件は市制100周年事業として非常に参考になるもので、次期振興計画に載せられればうれしいことでして。菅地区の農家さんの努力が実りつつあるというのが本当に喜ばしいです。平成29年の本委員会が始まったときには、子どもたちに体験を促すということも議論されていたこともあり、こうした内容を「のらぼう菜」だけでなく、川崎の伝統野菜や果樹類についても同じような土俵に上げられるように持っていくと、農商工連携についてもさらにレベルアップでき、川崎市のブランドづくりについては高度化に期待するところです。

それから、他都市の事例になりますが、私は現在新潟県の大学に勤めておりまして、農業中心の都市である新潟県がどういうことに取り組んでいるかと申しますと農商工連携に類するものとして、もう一つ、産官学間連携を必死に県ではやっていますね。JAさん、行政では県、「学」で言うと新潟大だとか県立だとかですね。新しい大学である開志専門職大学ではベンチャーを育てることを専門に新規事業、新規就労をどうするかという課題に取り組む大学なのですが、新潟大の農業に関する蓄積と、本学で新規就労をどうするかというテーマと、県立大学であればデータ分析と、そういったものを複合的に連携してですね、どうやって県下の農業者の経営の高度化を図るか、併せて新規就農をどうやって具現化していくかを命題としています。ここでのキーワードは「スマート農業」なんです。これは県の試験場もありますけれど、新潟大学を中心に、農業者の方にスマート農業を定着させていくためにですね、県下の農業者の間で仕組みづくりを推進してしまして、農業ベンチャーが育ちつつあるといえます。既存の農業関連者にもですね、主として食品製造技術をどうやって移植するかなど、新潟県は農業が基幹産業であるため、こうした取組を死に物狂いでやってい

るというのがありますね。

まとめますと、次期の計画において、サプライチェーンを太くして地産地消を確立していくということは大事な視点です。また、農商工連携についてもとても大事で、川崎ブランドの育成を追求していくことが次のステップなのかなと感じます。そして、スマート農業についてはベンチャーだけでなく既存の農業者や食品製造業者さんにも組み込んでいくというのが大事な部分ではないかということです。産官学連携においては、色々とありますけれどもプラットフォームを作ることでそこに実際集まって取り組んでいくということを参考にしてもらえればと思います。この6年間のことを色々と話をしていましたが、以上です。

【竹本会長】

ありがとうございます。

それでは議事における策定部会の委員案となりますが、こちらでご了解いただけますでしょうか。

【委員一同】

はい。

【竹本会長】

ありがとうございます。

(3) 報告

【竹本会長】

最後に報告事項として審査部会と委員の改選について事務局から御連絡いただけますでしょうか。

【事務局：箕輪】

資料4をご覧ください。農業経営高度化支援事業の補助金の審査について、本年2件申請がございました。こちら審査部会にて審査を行います。来週の8月8日(木)に、審査員4名の方に御出席いただき部会を実施いたします。

続いて、**資料5**について、川崎市農業振興計画推進委員会改選でございます。(補欠による任期を引き継いだ委員を含めて)任期3年を迎える委員が大半でございますので、対象の委員については来年4月に向けて改選の運びとなります。団体から御推薦いただき御出席いただいております委員の方々につきましては、スケジュールにございますとおり、事務局内で事前調整を行った後、団体推薦の依頼をさせていただき、そのうえで12月頃に確定させていただき翌1月に移植の手続きを行ってまいりたいと存じます。

また、市民委員の公募に関しましては、8月の市政だよりにて事前の広報をさせていただきまして、その後9月2日から10月7日の一か月間程度を申込期間とし、11月の選考を経て同じく翌1月に決定という段取りで進めてまいります。

詳細は事務局から各団体宛てに御案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

(4) その他

【竹本会長】

本日はたくさんの御意見をいただきありがとうございました。本日の議題については以上でございまして、そのほか事務連絡がございますので事務局にお返しいたします。

【事務局：箕輪】

先ほど策定部会の件でもお話させていただきましたが、例年ですと年度の事業見通しが立ちます2月頃に第2回の本委員会を開催させていただきますが、次期振興計画の策定案等の審議によっては12月頃に第2回を挟む形となりますのであらかじめお見知りおきください。また、その際には原則御参集をいただく形式を踏まえませんが、御多用な時勢と思いますので、委員の御都合によっては書面開催等も検討しておりますので予めご了承ください。以上です

(5) 閉会

【竹本会長】

それでは令和6年度第1回委員会は以上となります。本日はありがとうございました。